議案第４７号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　６　年　９　月１３日　提　出

日出町長　　安　部　徹　也

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年日出町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

５　教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
６　教育委	日出町奨学金支給条例（平成２９年日出町条例第３号）に

員会	よる奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7　教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

２０　教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	（１）　学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの （２）　小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
２１　教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	（１）　学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの （２）　特別支援教育就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの
２２　教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学	（１）　学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの

	校教育法施行令に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	（２）　学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

別表第３の１の項事務の欄中「(昭和３３年法律第５６号)」を削り、同項特定個人情報の欄中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）　児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第３中１の項を２の項とし、同項の前に次のように加える。

１　教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	（１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの （２）　地方税関係情報であって規則で定めるもの （３）　児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの （４）　住民票関係情報であって規則で定めるも

			の

別表第３に次のように加える。

３　教育委員会	日出町奨学金支給条例による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	（１）　地方税関係情報であって規則で定めるもの （２）　住民票関係情報であって規則で定めるもの
４　教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	町長	（１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの （２）　地方税関係情報であって規則で定めるもの （３）　住民票関係情報であって規則で定めるもの

附　　則

この条例は、令和７年１月１日から施行する。

理　　由

教育委員会の行う事務について、個人番号を独自利用するために条例を改正したいので提出する。